

平成31年4月

姫路市における消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴う、姫路市における工事及び建設関連コンサルタント（以下「工事等」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 工事等の取扱いに関する基本方針

施行日（平成31年10月1日）以後に契約を締結する工事等の取扱いに関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

予定価格は別に定める積算基準により消費税（地方消費税を含む。(2)のアを除き、以下同じ）を考慮して適切に定めるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法

ア 入札公告、指名通知書等に「消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に入力すること。」との内容を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。

イ 入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとする。

ウ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

エ 姫路市契約規則（昭和62年規則第29号）第6条に規定する「予定価格を記載した書面」には、入札書に記載された金額と比較する価格を入札書比較金額として記載する。

オ 随意契約による場合には、ア～エまでの方法に準じた方法によるものとする。

(3) 契約書等の契約金額の記載方法

契約書及び請書（以下「契約書等」という。）においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税の額を明らかにするため、契約金額に併せて当該取引に係る消費税の額（契約金額に110分の10を乗じて得た額）を記載する

ものとする。この場合において、契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体の場合の当該取引に係る消費税の額は、契約金額に課税事業者の出資の割合を乗じて得た額に110分の10を乗じて得た額とする。

なお、消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 経過的な工事等に関する取扱い方針

(1) 指定日（平成31年4月1日）以後に契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等（債務負担行為に基づく契約に係る工事等を含む。）の取扱いは、次のとおりとする。

ア 予定価格の決定

1の(1)によるものとする。

イ 入札、落札者の決定等の方法及び契約書等の契約金額の記載方法

1の(2)及び(3)によるものとする。

ウ 前金払、中間前金払及び部分払の取扱い

施行日の前日までに請求を受けた前金払、中間前金払及び部分払には、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。

エ 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(2) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事等で、指定日以後に契約を締結するものについては、(1)の工事等と同様に取り扱うものとする。

(3) 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い契約金額を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、1又は2の(1)の規定に準じて取り扱うものとする。

(4) 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事等で遅延により引渡しが行われるもの取扱いは、次のとおりとする。
なお、前金払、中間前金払及び部分払については、(1)ウの規定に準じて取り扱うものとする。

ア 消費税の税率の改正による消費税の増加額分の負担

工期又は履行期間の延長が受注者の責めに帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分）につき契約金額を変更するものとする。

イ 契約金額の変更額

受注者と協議するための契約金額の変更額の積算は、次によるものとする。

(ア) 受注者が課税事業者の場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分は、契約金額から取引に係る消費税額を除いた金額に 100 分の 2 を乗じて得た額とする。

(イ) 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に 100 分の 2 を乗じて得た額とする。

ウ 課税事業者、免税事業者の確認方法

受注者が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの旨（予定を含む。）の確認は、受注者の届出書及びこれの説明資料によるものとする。

エ 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

オ 契約金額の変更の時期

契約金額の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

(5) (1)から(4)までの規定により難い特別の事情のあるものの取扱いについては、別途協議するものとする

3 経過的な工事等に係る契約書の特別の規定

2の(1)及び(2)の工事等における当初の契約書に設ける特別の規定並びに2の(4)の工事等における契約金額の変更時の契約書に設ける特別の規定については、別途定めるものとする。